

伊 農 振 第 4 4 6 号
令 和 7 年 2 月 17 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊万里市長

市町村名 (市町村コード)	伊万里市 (2058)
地域名 (地域内農業集落名)	二里地区 (東八谷搦、西八谷搦、川東、南川東、古子、大里、福母、金武、 内之馬場、作井手、中田、川内、野添、吉野、飯盛川内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本地区には15集落があり、住宅地付近や平坦地、中山間部など幅広く農地が広がっている。大里集落や福母集落、内之馬場集落には平坦な農地が広がっており、土地利用型の作物のほか、施設キュウリや小葱の作付けが多い。また、西八谷搦地区については他集落からの入り作が多く、水利組合を組織して共同の水路等の管理を行っている。大里集落には国営団地があり、飼料作物のほか、アスパラガスなどが作付けされている。

・地区内には、小ねぎや施設キュウリの認定農業者のほか、畜産を営む認定農業者が多い。また、同地区には小ねぎの生産と加工品の販売に取り組む農業法人があり、大規模な営農を行っている。

・集落によっては機械利用組合を組織し、米や麦などの土地利用型作物での営農を行っている集落があり、高齢等により営農が困難になった農業者の農地を請け負ってきたが、組織の後継者の確保が課題である。

・地区内のうち半数の集落(古子、大里、福母、金武、内之馬場、吉野・作井手、中田、川内)が中山間地域等直接支払交付金制度に取り組んでおり、農地の維持管理に取り組んでいる。このうち、中田集落については地元企業との連携による交流人口の増加に取り組むほか、川内集落についてはブランド米の生産を目標としてラベルの作成など、農産物の付加価値向上に取り組んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・平坦地に広がる農地については、裏作にも取り組むことにより収益性の高い経営を目指す。また、高齢等により営農が困難になった人の農地については認定農業者や集落の機械利用組合などの担い手を中心に農地の集積・集約に取り組む。

・多面的機能支払交付金制度を活用し、農地の持つ多面的な機能を最大限発揮できるよう農地の保全を図る。また、山間部の生産性の不利な農地については、中山間地域等直接支払交付金制度の活用や有害鳥獣対策の強化により農業生産活動を維持していくとともに、ブランド米としての販路の確保など農産物の付加価値向上に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	368.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	集計中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基盤整備が行われた農地など耕作条件の良い農地や農振農用地区域内の大部分の農地、中山間地域等直接支払交付金制度の対象農地を農業上の利用が行われる区域とする。 その他の農地については保全管理を行う農地、または計画的な林地化を検討する農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員や農地利用最適化推進委員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。西八谷搦地区については、入り作が多いことから水利組合を中心の農用地の集積・集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農業委員や農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
有田町の古木場ダムの整備が計画されているが長浜干拓は水利の受益地となっている。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及び県、JAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稲作付においてヘリ防除の利用を希望する農業者を伊万里市農業協同組合がとりまとめ、オペレーターを派遣しヘリ防除を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☒ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣の駆除や被害防止対策(侵入防止柵)を実施するほか、新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ③各種補助制度を活用し、ラジコン草刈り機やドローン等を導入し、農作業の省力化を図る。
- ⑥WCSの生産により、地区内の畜産農家と耕畜連携の取り組みを推進する。
- ⑦多面的機能支払交付金制度を活用し、農地の有する多面的機能の最大限発揮できるよう取り組む。